

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2009-221200(P2009-221200A)

【公開日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2009-039

【出願番号】特願2009-58381(P2009-58381)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 P	17/16	(2006.01)
A 6 1 Q	19/02	(2006.01)
A 6 1 Q	1/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	8/97	
A 6 1 K	8/49	
A 6 1 P	17/16	
A 6 1 Q	19/02	
A 6 1 Q	1/02	

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月7日(2012.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブラソカトレア・マーセラ・コス(Brassocattleya marcella Koss)品種のランの少なくとも一部を、極性溶媒または極性溶媒の混合物により抽出することによって得られる、ラン抽出物。

【請求項2】

ランの抽出される部分が、ランの茎、葉、および、茎と葉との混合物から選択される、請求項1に記載の抽出物。

【請求項3】

極性溶媒が、水、エタノールのようなC₁ - C₄アルコール、エチレングリコール、グリセロール、ブチレングリコールおよびプロピレングリコールのようなグリコール類、および、それらの混合物から選択される、請求項1または2に記載の抽出物。

【請求項4】

極性溶媒が、水 - アルコール混合物、好ましくは水 - エタノール混合物、好ましくは50 / 50 (v / v) の比の水 - エタノール混合物である、請求項3に記載の抽出物。

【請求項5】

活性薬剤として、請求項1～4のいずれか一項に記載の抽出物と、少なくとも1種類の化粧上許容可能な賦形剤とを含んでなる、化粧組成物。

【請求項6】

抽出物が、組成物の0.001～5重量%、好ましくは組成物の0.1～1重量%の範

囲の比率で含まれる、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 7】

ボルジンまたは化粧上許容可能なその誘導体、特にジアセチルボルジンから選択される、少なくとも 1 種類の他の活性薬剤をさらに含む、請求項 5 または 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

化粧組成物または化粧組成物の調製における、活性な皮膚脱色素剤としての、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の抽出物の使用。

【請求項 9】

抽出物が請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の化粧組成物に組込まれている、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 10】

化粧組成物が、皮膚の色素斑点または色素過剰となった部分、特に様々な皮膚のしみなどの部分の着色を修正しまたは弱め、白斑 (leukoderma) によって生じた脱色素部分の端を弱め、または上記皮膚着色の均質性を向上させ、または肌色を明るくすることを目的とするものである、請求項 8 または 9 に記載の使用。

【請求項 11】

身体または顔の皮膚の少なくとも 1箇所の色素過剰となった部分に、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の少なくとも 1 種類の化粧組成物の有効量を適用して、皮膚の色素斑点または色素過剰となった部分の着色を修正しまたは弱め、白斑 (leukoderma) によって生じた脱色素部分の端を弱め、または上記皮膚部分の色素沈着を均質化しまたは肌色を明るくすることを含んでなる、化粧ケアの方法。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の抽出物からなる、活性な皮膚脱色素剤。

【請求項 13】

請求項 1 2 に記載の活性な皮膚脱色素剤を含んでなる、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の化粧組成物。

【請求項 14】

皮膚の色素斑点または色素過剰となった部分、特に様々な皮膚のしみなどの部分の着色を修正しまたは弱め、白斑 (leukoderma) によって生じた脱色素部分の端を弱め、または上記皮膚着色の均質性を向上させ、または肌色を明るくすることを目的とする、請求項 1 3 に記載の化粧組成物。